

Negative equity in Polish LLC

key legal consequences and possible remedial actions

ポーランド有限責任会社における資本
欠損への対応

Mikołaj Zdyb
Director, Attorney-at-Law

12th March 2025

ポーランド法における資本による会社の種類

有限責任会社 (LLC)

- (会社機関の設計や定款などの) 融通性が高く、形式要求が緩やか
- 大多数の事業者が採用する会社形態
- 株主はじめ、個人が強い影響力を行使可能
- ポーランドにおいて最も多くみられる形態

株式会社 (JSC)

- 有限責任会社、簡易株式会社と比較して形式要求が高い
- 最も大きな企業に採用される形態
- 株主含め個人の影響力は限定的であり、役員会や監査役会などの重要性が高い
- しばしば規制業界において求められる会社形態

簡易株式会社 (SJSC)

- 融通性が高く、形式要求が非常に緩やか
- 2021年に新たに導入されたスタートアップのための会社形態
- 資本に関する要件が最も低く、労働を現物出資することで設立することが可能

有限責任会社における資本

- 資本の源泉 (純資産)：出資持分、補助的な資本、資本準備金、利益、損失、その他の法に定められる資本
- 資本欠損：会社の債務 > 会社の資産; 有限責任会社は、法定の条件に該当する場合に、破産防止のための方策を実施する義務がある。

有限責任会社の資本の源泉

定款資本:

株主による出資により形成される最も基本的な資本金

補助的な資本:

出資した物の実質価値が名目的価値を上回る場合に形成される剰余金

資本準備金:

追加的払込資本や利益剰余金

その他の資本:

その他の利益、損失、利益の償却、評価差額

資本欠損の主な源泉

事業上の取引先に対する債務

株主からの借入れ

債権の回収遅延による流動性の減少

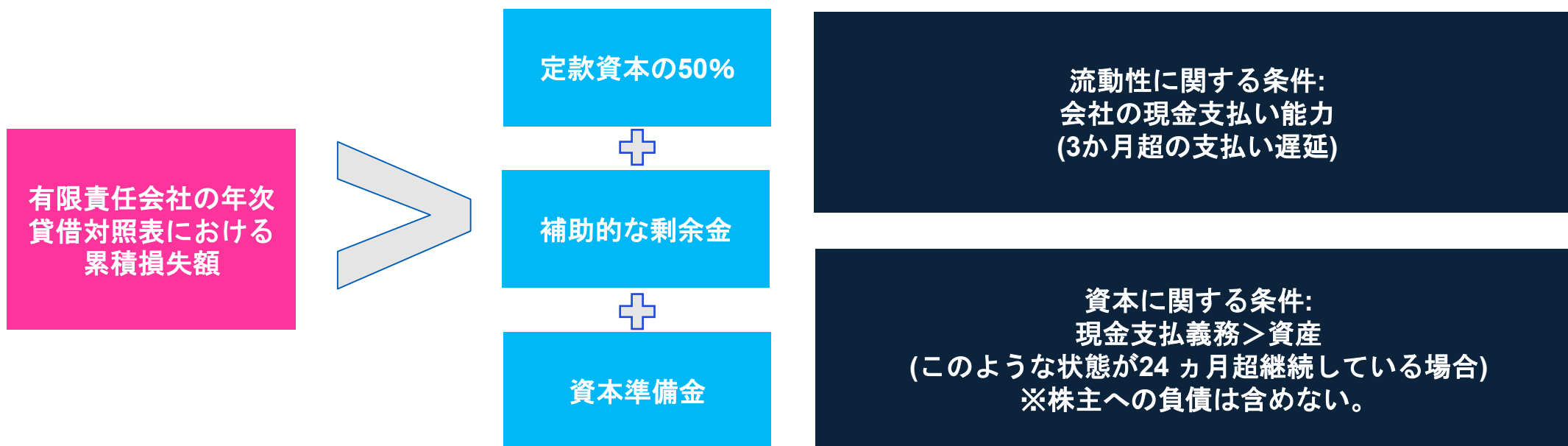
有限会社の事業活動による損失

資本欠損:有限責任会社における主な法的なリスク

- 経営陣は遅滞なく株主総会を招集し、会社の存続に関する決議を採択する必要がある(商業会社法 233条)
- 財務状況のモニタリングが定常的に必要とされる特定の状況に該当する場合には、会社の破産の申し立てを行う義務がある。同時に、債権者による破産請求のリスクも生じる。

会社の存続に関する決議

破産の必要条件（片方、あるいは両方に該当する場合）



資本欠損:有限責任会社の経営陣の責任

重大な損害および義務に関する民事上の責任

行政責任

刑事責任

有限責任会社に対して:
遅滞なく株主総会を招集し、
会社の存続に関する決議を
採択(商業会社法 233条)
しなかったことにより生じ
た損害の賠償

有限責任会社の債権者に対
して:

有限責任会社に対する(賠
償の)執行が有効でない場
合、個人的な連帯責任を負
う。(例外:破産申し立て
を適時に実施した場合)

株主総会を招集し、会社の
存続に関する決議を採択
(商業会社法 233条)
しなかった場合:
登記載判所による罰金

破産申し立てを実施しな
かった場合:
罰金、自由の制限、禁固、
事業活動や経営への参画の
禁止(商業裁判所による)

資本欠損が善管注意義務違反により生じた場合、更なる民事上、刑事上の責任を追及されるリスクがある。

資本欠損:主な対応策

01

増資:

- 金銭あるいは現物出資による
- 状況により会社定款の改訂を実施する必要がある
- デッドエクイティスワップ

02

株主による追加的な供出:

- 会社定款に定めがある場合には、より簡易な続きで実施することが可能
- 追加的な供出は株主の持分に応じて実施する必要がある。
- 年次の損失を補うために不要となった場合には返還が可能

03

契約等による手当 (事業上の信用を改善するための):

- 銀行あるいは保険会社による保証の取得
- グループ会社等との保証契約
- 債務の肩代わり契約

04

収益の改善:

- 他の対応策と異なり一般に時間を要する。
- 累積損失額が著しく大きい場合には解決策にならない。

KPMGの支援

01

資本欠損に対する最適な
法的解決策の設計

02

資本欠損を解消するための
複雑な解決策の法務手続き
の実施支援

03

取引先等との契約上の条
件に関するアドバイスお
よび交渉支援

04

会社を代理して裁判所あ
るいは所管政府機関との
交渉、コミュニケーション
を実施

ご清聴ありがとうございました。



Mikołaj Zdyb

Director, Attorney-at-Law

KPMG Law Stopyra Szczodra sp.k.
Inflancka 4A Street
00-189 Warsaw, Poland

T: +48 22 528 13 00

M: +48 603 940 401

E: mzdyl@kpmg.pl



野村 雅士

Masashi Nomura

ディレクター ジャパンデスク

M: +48 604 496 342

E: mnomura1@kpmg.pl

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Law Stopyra Szczodra sp.k., a Polish limited partnership is a law firm associated with KPMG in Poland.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.